平成14年(ネ)第2648号 実用新案権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成12年(ワ)第22042号)

平成14年7月4日口頭弁論終結

判

控訴人 訴訟代理人弁護士 補佐人弁理士 被控訴人 ヤーマン株式会社 島 田 康 男 須 山 佐 一 株式会社ベステック

(以下「被控訴人ベステック」という。)

訴訟代理人弁護士 同 同 同

被控訴人

コミー株式会社 (以下「被控訴人コミー」という。)

訴訟代理人弁護士

早 川 忠 孝 小 倉 秀 夫

1 本件控訴を棄却する。

2 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。 事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴人
 - (1) 原判決を取り消す。
 - (2) (主位的請求)

被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、6500万円及びこれに対する 平成12年11月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) (予備的請求①)

被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、3638万円及びこれに対する 平成12年11月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) (予備的請求②)

被控訴人コミーは、控訴人に対し、1625万円及びこれに対する平成12年11月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 訴訟費用は,第1,2審とも被控訴人らの負担とする。

2 被控訴人ら

主文と同旨 第2 事案の概要

本件は、考案の名称を「下肢骨格矯正装置」とする登録実用新案(登録番号第3014470号)に係る実用新案権(以下「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という。)を有する控訴人が、被控訴人ベステックが製造・販売し、被控訴人コミーが使用する原判決添付の別紙物件目録1及び2記載の各下肢部矯正装置は本件考案の技術的範囲に属しており、同各下肢部矯正装置の製造・販売及び使用は本件実用新案権を侵害する、と主張して、被控訴人ら各自に対して、実用新案法29条1項(主位的請求)又は2項(予備的請求①)に基づき、被控訴人コミーに対しては更に予備的に同条3項(予備的請求②)に基づき、損害賠償を請求した事案である。原審が控訴人の上記各請求をいずれも棄却したのに対し、控訴人が、上記の裁判を求めて控訴しているものである。

当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」欄記載のとおりであるから、これを引用する(以下、「本件明細書」、「構成要件A、C」の語を、原判決の用法に従って用いる。)。

1 控訴人の当審における主張の要点

(1) 本件考案は、医療用のものではなく、本件明細書の段落【0001】 (【産業上の利用分野】の項である。)に記載されているように、「美容処理装置に関する」ものであるから、本件考案にいう「下肢骨格矯正」を実現するためには、骨格の歪み(ひずみ)を直接矯正するほどの力を作用させる必要はなく、筋肉をほぐしたり和らげたりきたえたりする程度の力を作用させることで十分である。すなわち、本件考案における「下肢骨格矯正」は、下肢骨格そのものの矯正を意味するのではなく、筋肉の引締め及び緩和による下肢骨格の矯正を意味するのであ る。したがって、原判決が、本件考案の下肢骨格矯正を骨格そのものの矯正と考え、本件考案の構成要件A及びCの「臀部」を「骨盤部分」と、「足先」を「足首の関節部分」として、骨格そのものの矯正に関連する意義に解したのは誤りである。

- - 2 被控訴人らの当審における反論の要点
- (1) 控訴人の上記主張 1 (1) は、本件明細書の段落【 O O O 6 】、【 O O O 7 】 の記載に明らかに反しており、失当である。
- (2) 控訴人の上記主張 1(2)は、本件明細書の段落【0014】等の記載に明らかに反しており、失当である。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人の請求は、いずれも理由がない、と判断する。その理由は、以下のとおり付加するほか、原判決の「第3 当裁判所の判断」のとおりであるから、これを引用する。

1(1) 控訴人の上記主張 1(1) について

さで加えてO脚あるいはX脚を総合的に矯正できる下肢骨格矯正装置を提供することにある。」(同段落【OOO7】)と記載されているのである。控訴人の上記主張は、本件明細書のこのような記載に、むしろ明白に反するものというべきである。控訴人の上記主張は、到底採用することができない。

(2) 控訴人の上記主張 1(2) について

(7) ①の主張について

本件明細書の段落【0010】に、「以下では、添付図面を参照しながら好適実施例に基づきこの考案をより詳しく説明する。」と記載されていることから明らかなように、本件明細書の段落【0014】は、本件考案の実施例の説明で あると同時に、本件考案の説明ともなっているものである。原判決は、本件明細書 の段落【0014】の「締付ベルト…の当たっていないところでは、締付ベルトに よる外向きの移動が拘束されていないため、例えば、外側エヤークッション…に圧 縮空気を導入しても,内向きに力を与えないか,あるいは極めて弱い力しか与えな い。」との記載、及び、段落【0015】の「〇脚あるいはX脚の人の臀部や足先 の骨格は不整があるため、これを臀部の締付ベルト…および足先部の締付ベルト… により加圧印加を与える。」との記載を参照した上で、本件考案の「構成要件C 「少なくとも臀部、両方の足および足先をそれぞれ脱着可能に保持固定でき る」締付ベルトの存在を要求しているのは、少なくとも臀部と足先部分において、 締付ベルトにより外側エヤークッションの外向きの移動を拘束し、その上で同クッ ションを膨張させることによって、骨盤部分や足首の関節部分に内向きの力を加え ることが、本件考案の作用効果を達成するために必要である」(原判決24頁21 行~26行)と認定した上、構成要件Cの「「締付ベルト」とは、単に両足を保持 固定する機能を有するにとどまるものではなく、臀部と足先部分を含む下肢全体を 外側エヤークッションごと保持固定することによって、同クッションが圧搾空気に より膨張した際に、その外向きの移動を拘束し、骨盤部分及び足首部分を含む下肢 全体を締め付ける機能を有するものでなければならない」(同25頁2行~6行) と解釈したものである。

本件明細書の上記のような段落【OO14】及び【OO15】の記載は、実施例についてのものであると同時に、単なる実施例そのものの説明としてではなく、本件考案自体の「締付ベルト」の作用について説明したものでもあることは、その記載自体から明らかである。したがって、控訴人の上記1(2)①の主張は、失当であり、採用することができない。

(イ) ②の主張について

2 以上のとおりであるから、控訴人の主張はいずれも理由がなく、控訴人の本訴請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。そこで、本件控訴を棄却することとして、当審における訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 山 下 和 明

裁判官 設 樂 隆 一